

## 蓮田市緊急通報システム事業実施要綱

平成27年4月1日市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、市がひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報システム事業を実施することにより、日常生活上の緊急事態におけるひとり暮らし高齢者等の不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「緊急通報システム事業」（以下「事業」という。）とは、ひとり暮らし高齢者等が急病、事故その他の理由により緊急に救助を必要とする場合において、当該高齢者の住居に設置された緊急通報システムを通じ、市から委託を受けた通信、通報等の管理を行う者（以下「委託事業者」という。）が通報を受けることにより、速やかな救助活動及び相談業務等を行うことをいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住する65歳以上の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者で、身体上慢性的な疾患等により日常生活において常時注意を要する者
- (2) 高齢者世帯にある者で、当該世帯の世帯員がいずれも身体上慢性的な疾患等により日常生活において常時注意を要する者
- (3) 世帯員の就労等により、長時間にわたり前2号と同様の状態となる者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

### (申請及び決定)

第4条 緊急通報システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の緊急通報システム事業利用申請書に様式第2号の承諾書（持ち家用）若しくは様式第3号の承諾書（親族の持ち家用）又は様式第4号の承諾書（借家・アパート用）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、内容を審査のうえ、その適否を決定し様式第5号の緊急通報システム事業利用決定通知書又は様式第6号の緊急通報システム事業利用却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、必要な事項を消防本部、民生委員及び委託事業者（以下「消防本部等」という。）に連絡するものとする。

### (費用の負担)

第5条 市は、緊急通報システム端末機器（以下「端末機器」という。）の設置に要

する費用の一部及び利用料を負担する。

2 緊急通報システムの貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、通報に係る電話料金のほか、次の各号に定める区分に応じその設置に要する費用を負担するものとする。この場合において、課税区分の判定に当たっては、申請時における直近の課税情報により確認するものとする。

- (1) 住民税課税世帯 新規設置費用相当額
- (2) 住民税非課税世帯 新規設置費用の1/2に相当する額
- (3) 生活保護世帯 無料

3 前項各号に規定する世帯とは、住民票上の世帯分離をしているかどうかにかかわらず、対象者と同居（入院等を含む。）をし、生計を同じくしている者をいう。

（遵守事項）

第6条 利用者は、端末機器を善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

2 利用者は、緊急通報システムを本来の目的以外に使用してはならない。

（亡失等の措置）

第7条 利用者は、端末機器をき損し、又は亡失した場合において、その機器を修繕し、又は新たに機器を取得した費用に相当する額を負担するものとする。ただし、費用を負担することが著しく合理性を欠く場合には、この限りでない。

（変更等の届出）

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに様式第7号の緊急通報システム事業利用変更・資格喪失・辞退届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 施設に入所したとき。
- (4) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、必要な事項を消防本部等に連絡するものとする。

（台帳の整備）

第9条 市長は、事業の状況を明確にするために、様式第8号の緊急通報システム事業利用者台帳を整備するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の蓮田市緊急通報システム事業実施要綱第5条の規定は、平成27年4月1日以降に申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の蓮田市緊急通報システム事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。